

千葉県保健医療計画
一部改定

令和2年4月
千葉県

千葉県保健医療計画 目次

第1編 総論

第1章 一部改定の概要

第1節 一部改定の趣旨	1
第2節 一部改定のプロセス	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の推進体制と評価	2

第2編 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

第1章 本編の趣旨

第1節 策定の背景	3
第2節 調査の実施	3

第2章 千葉県における外来医療の提供体制

第1節 千葉県の特性	5
第2節 区域等の概要と整理	8
第3節 本県の外来医療機能の状況	11
第4節 外来医療提供体制の確保に関する方針	18

第3章 千葉県における医療機器の効率的な活用

第1節 千葉県における現状	21
第2節 医療機器の配置状況及び共同利用の状況	23
第3節 医療機器の効率的な活用のための方針	27

第4章 各二次保健医療圏における方針

第1節 千葉保健医療圏	35
第2節 東葛南部保健医療圏	43
第3節 東葛北部保健医療圏	52
第4節 印旛保健医療圏	60
第5節 香取海匝保健医療圏	67
第6節 山武長生夷隅保健医療圏	73
第7節 安房保健医療圏	80
第8節 君津保健医療圏	86
第9節 市原保健医療圏	92

第3編 医師の確保に関する事項

第1章 一部改定の内容

第1節 背景・趣旨	98
第2節 医師の確保に関する事項の全体像と医師偏在指標	98

第2章 医師の確保に関する現状と課題

第1節 医師（全体）の確保に関する現状と課題	100
第2節 産科医の確保に関する現状と課題	113
第3節 小児科医の確保に関する現状と課題	122

第3章 区域等と偏在対策基準医師数の設定

第1節 区域等の設定	129
第2節 偏在対策基準医師数の設定	132

第4章 千葉県における医師の確保の方針と施策

第1節 医師（全体）	136
第2節 産科	141
第3節 小児科	144
第4節 施策の評価指標	147

第5章 二次保健医療圏における医師の確保の方針と施策

第1節 千葉保健医療圏	149
第2節 東葛南部保健医療圏	156
第3節 東葛北部保健医療圏	164
第4節 印旛保健医療圏	172
第5節 香取海匝保健医療圏	179
第6節 山武長生夷隅保健医療圏	185
第7節 安房保健医療圏	192
第8節 君津保健医療圏	199
第9節 市原保健医療圏	206
第10節 二次保健医療圏における産科及び小児科についての医師の確保の方針及び施策	212

参考

用語解説	213
計画策定の経緯	221
千葉県医療審議会委員名簿	223
医師偏在指標の算定方法	224

第 1 編

総論

第1章 一部改定の概要

第1節 一部改定の趣旨

医療施設で診療に従事する医師の人数は、全国的にも、本県においても増加傾向にあります。医師不足の解消には至っていません。特に医師の偏在は、医師不足の地域や診療科が発生する原因のひとつとして長く認識されながら、解消が図られてきませんでした。

そこで、平成30年7月に、地域間の医師偏在の解消等を通じて地域における医療提供体制を確保することを目的として、医療法の一部改正が行われました。改正により、医療計画に定める事項として「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加されるとともに（第30条の4第2項第10号）、「医療従事者の確保に関する事項」の一項目だった「医師の確保に関する事項」が別に規定されました（第30条の4第2項第11号）。

平成30年4月に改定された「千葉県保健医療計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としていますが、改正医療法においては、都道府県は「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」及び「医師の確保に関する事項」について令和元年度中に医療計画に定めることとされており（附則第5条第1項）、厚生労働省からはその際に留意すべき事項等が「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」及び「医師確保計画策定ガイドライン」として示されています。

こうした状況を踏まえ、医師偏在や医療提供体制の現状を可視化して偏在是正を図り、県内の医療提供体制を確保することを目的として、改正医療法の規定に基づき「千葉県保健医療計画」の一部改正を行うものです。

なお、この一部改定に伴い、「千葉県保健医療計画」（平成30年4月）第2編第1章第5節「1 医師」（273ページから277ページまで）については廃止します。

第2節 一部改定のプロセス

この計画は、次のプロセスを通じ策定しています。

- 1 医療法第30条の4第16項の規定により、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴いて策定しています。
- 2 医療法第30条の4第17項の規定により、千葉県医療審議会、市町村（救急業務を処理する一部事務組合を含む。）及び千葉県保険者協議会の意見を聴いて策定しています。
- 3 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」については千葉県医療審議会地域保健医療部会、「医師の確保に関する事項」については同地域医療対策部会及び周産期医療審議会において、それぞれ意見を聴いて策定しています。
- 4 ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）に関する指針に基づき、県民の意見を聴いて策定しています。
- 5 各二次保健医療圏*の実情を把握し、計画に反映させるため、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議等の意見を聴いて策定しています。

第3節 計画の期間

今回の一部改定により定める事項については、令和2年度から令和5年度までの4年間で計画の期間とします。

なお、令和6年度以降は医療法第30条の6第1項の規定により、3年ごとに達成状況の調査、分析、評価及び公表を行うとともに、医療審議会等の意見を踏まえて、必要に応じて計画を変更します。

第4節 計画の推進体制と評価

1 推進体制

本計画の着実な推進のため、医療審議会（地域保健医療部会・地域医療対策部会等）、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携が推進されるような体制を構築します。

2 推進状況の把握、評価及び見直し

具体的な数値目標の設定と評価を行い、指標の数値の推移や施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて計画の内容や施策を見直します。